

オンライン診療活用検討事業 FAQ

1	<p>Q オンライン診療活用検討事業はどのような事業ですか。</p> <p>A オンライン診療等の安全で適切な利活用の推進を目的とした事業です。令和5年度は、補助事業のほかに、「広島県オンライン診療・服薬指導セミナー」の開催を予定しています。</p>
2	<p>Q 電話を用いた診療，電話を用いた服薬指導は対象となりますか。</p> <p>A 対象になりません。「情報通信機器を用いた診療」，「情報通信機器を用いた服薬指導」のみが対象です。</p>
3	<p>Q 自由診療で行うオンライン診療等は対象となりますか。</p> <p>A 対象になりません。保険適用の診療・服薬指導のみが対象です。</p>
4	<p>Q 既にオンライン診療等の体制を整備していますが，体制強化のため，機器やシステム等を新たに購入する場合は対象となりますか。</p> <p>A 新たに購入される機器等は対象になりますが，事業開始前に購入された機器等は対象になりません。ただし，参加希望多数の場合，未導入の施設を優先して選定する場合があります。</p>
5	<p>Q 「費用補助のみ」の要望は，なぜ対象外なのですか。</p> <p>A 専門業者による導入支援コンサルを行なうことにより，早期に体制整備を完了させ，実際の診療に活用いただくためです。</p>
6	<p>Q 「導入支援コンサル」は必須ですか。</p> <p>A 原則必須ですが，必要に応じて御活用ください。 ただし，コンサル業務には，導入～活用状況等の進捗管理業務を含んでいますので，県や委託業者と適宜連携しながら進めていただきます。</p>
7	<p>Q 「導入支援コンサル」を行なうのはどういった業者ですか。</p> <p>A 県が公募型プロポーザルにて，複数の提案を受けた中から選定します。現時点では未決定ですが，特定のシステムベンダー等ではありません。</p>
8	<p>Q 「導入支援コンサル」とは，具体的にどのようなものですか。</p> <p>A 機器やシステムの選定や事務フローの構築，患者への広報等，オンライン診療等の導入～活用までの過程で発生する様々な課題に対してサポートするものです。全てが対面・個別支援というわけではなく，集合形式による支援や，Web会議システムを用いた支援の併用等も想定しています。</p>

9	<p>Q (医療機関) 厚生労働省令和2年4月10日付事務連絡(「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」)の規定で、時限的措置が実施されていますが、中四国厚生局への「情報通信機器を用いた診療料」にかかる届出は必要ですか。</p>
	<p>A 本事業は、コロナ禍に限らず、平時からオンライン診療に取り組む施設を支援することを目的としたものですので、中国四国厚生局への届出をお願いします。</p>
10	<p>Q (薬局) 厚生労働省令和2年4月10日付事務連絡(「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」)の規定で、時限的措置が実施されていますが、この事業では、どのような体制を想定していますか。</p>
	<p>A 本事業は、コロナ禍に限らず、平時からオンライン服薬指導に取り組む施設を支援することを目的としたもので、「オンライン服薬指導の実施要領」(薬生発0930第1号令和4年9月30日付け)の第2オンライン服薬指導の実施要件に合致して行っていただくこととしています。</p>
11	<p>Q オンライン診療等の実績があがらなかった場合はどうなりますか。</p>
	<p>A 事業参加施設には、早期に体制整備を完了していただき、事業期間中に複数回のオンライン診療等を実施いただく予定です。対象となる疾患や患者、医薬品等、実際の活用シーンを想定した上でお申込みください。</p>
12	<p>Q 補助金交付要綱の別記様式第2号「事業計画変更申請書」は、どのような場合に提出が必要ですか。</p>
	<p>A 交付申請時に提出いただく別紙1「補助金所要額調書」の金額から、30%以上の増減があった場合に提出してください。</p>
13	<p>Q オンライン診療等専用システムの導入は必須ですか。</p>
	<p>A 必須ではありません。各施設の運用方法やニーズ等に合わせて、自由に選択可能です。</p>
14	<p>Q 補助金はいつ頃交付されますか。</p>
	<p>A 補助事業完了後に交付します。</p>
15	<p>Q 医療機関や薬局の選定予定数を教えてください。</p>
	<p>A 医療機関と薬局合わせて20施設程度を予定しています。 申請内容や地域性等に配慮し選定した結果、御希望に添えない場合がありますのでご了承ください。</p>
16	<p>Q 問合せ先はどこですか。</p>
	<p>A 問合せ先 ※受付時間 8:30~17:15(土日祝日を除く。) 【医療機関】 広島県健康福祉局 医療介護基盤課医療施設グループ 連絡先 082-513-3056(直通) 【薬局】 広島県健康福祉局 薬務課薬事グループ 連絡先 082-513-3222(直通)</p>